

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示に係る審議（第5回）

1. 日 時

令和2年4月7日（火） 10時30分～11時20分

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

< 委 員 >

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

河野康子、山田攝子、和田貴志、二村真理子

< 国土交通省 >

事案処理職員：運輸審議会審理室 富田、原、大沢、塚田

4. 議事概要

○ 令和2年3月3日（火）、10日（火）、3月17日（火）及び24日（火）の審議並びに4月2日（木）に開催した公聴会の議論を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示事案について、貨物自動車運送事業法附則第1条の3に基づき国土交通大臣が標準的な運賃として定めることが適当であるとの結論を得た。

○ 事案処理職員から答申案について説明を聴取し、委員相互間で討議を行った。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。